

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業

入札説明書等に関する質問(資格要件のみ)への回答

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業に関して、入札説明書等に関する質問(資格要件のみ)への回答を公表します。

令和7年4月
名古屋市

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	別紙1 共同企業体取扱要領	2	-	-	-	第2条（定義）	参加表明時に担当幹事企業を記載する書面はあるでしょうか。	担当幹事企業は、共同企業体において分担共同実施方式で業務を実施する場合に、別紙1第2号様式第13条から第15条に記載していただくことになります。
2	別紙1 共同企業体取扱要領	2	-	-	-	第7条（構成員の出資の割合）	分担共同実施方式において、全体設計業務のうち例えば新築の設計業務のみを担当幹事企業A、その他の設計業務を担当幹事企業Bとすることは可能でしょうか。	全体設計業務を分担共同実施方式で行う場合、全体設計業務の担当幹事企業は、全体設計業務を行う企業のうち共同企業体取扱要領第2条第5項及び第7条第1項に記載の要件を満足する1社です。業務内容の分担に制限はありません。
3	別紙1 共同企業体取扱要領	2	-	-	-	第7条（構成員の出資の割合）	質問番号2に関して、全体設計業務中に担当幹事企業を変更する場合、変更時期を記載する法的な書類が必要でしたらご指示ください。	契約後の担当幹事企業の変更や構成員の変更は原則認められません。
4	別紙1第2号様式 共同企業体協定書（分担共同実施方式）	-	-	-	-	—	共同企業体の分担内容に合わせて修正してよいでしょうか。	共同企業体取扱要領に則った内容の範囲であれば問題ありません。参加表明書提出時には、原則として下線部と空欄部のみを記入の対象としますが、業務分担等に応じ、明らかに不要と想定される条項については削除し、以降の条項を繰り上げてください。また、参加表明書提出後に変更が必要となった場合には、共同企業体取扱要領第7条第2項に則り、共同企業体協定書の修正及び提出を行ってください。
5	別紙1第2号様式 共同企業体協定書（分担共同実施方式）	10	-	-	-	第9条（業務分担及び出資の割合） 第10条（共同実施する業務における構成員の出資の割合等）	参加表明時に提出する全体設計業務、工事監理業務、施工業務の割合を、事業提案検討段階で変更する場合、事業提案書提出時に修正させて頂いてよいでしょうか。	共同企業体取扱要領第7条第2項に則り、開札時までに、出資の割合を変更する場合は、構成員全員の承認をえた上で、当該変更のあったことを法的に示す書類を市へ提出してください。開札以降、設計・工事請負の仮契約が締結されるまでに出資の割合を変更する場合は、市および構成員全員の承認を得たうえで、同様の対応を実施してください。
6	要求水準書	49	4	2	(3)	計画通知による業務遅延リスクについて	計画通知を名古屋市住宅都市局建築指導課への提出とされていますが、事業者側が審査内容に対し適切かつ迅速な対応にもかかわらず、審査機関が法に定める期間内に適切な対応を頂けない場合は、それを起因としたスケジュールの遅延について事業者の責任は問われないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者が適切かつ迅速な対応を行ったにも関わらず審査機関の審査に時間を要したことを合理的な証拠書類等により示す必要があります。
7	要求水準書	80	9	1	(4)	工事監理業務に関する要求水準（４）実施体制について	「管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中、継続的に工事状況を把握できるような手段を講じ業務を行うこと」とありますが、モバイル端末を利用したリモート会議システム等を連絡・連携手段の導入等により、現場詰所での作業日数等については提案者の判断にて設定としてもよろしいでしょうか。	管理技術者（工事監理）及び専門別の担当者の現場詰所での作業日数については、工事監理委託仕様書A（名古屋市住宅都市局）、入札説明書等及び事業提案書に記載の業務を行うことを前提として、事業者の提案によります。継続的に工事状況を把握できるような手段の詳細については、市との協議により承認を得た方法とすることが必要です。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
8	要求水準書	80	9	1	(4)	工事監理業務に関する要求水準（４）実施体制について	新第２展示館新築工事と現第２展示館解体工事の重複期間において、双方の工事監理における管理技術者および各担当技術者は兼任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	81	9	2	-	解体工事監理について	建築基準法・建築士法の規定により「工事監理」は、建築士の設計による新築、増築、改築、大規模修繕もしくは模様替えの工事を対象とするものであるため、解体工事はこれに該当いたしません。 そのため、解体工事については工事監理者による対象業務とはせず、施工者による施工報告のみと修正いただくことは可能でしょうか。 修正がかなわない場合には、解体工事における監理業務として、解体範囲が解体設計図書に行われていることの確認、解体工事の月毎の進捗の委託者への報告をおこなうことと理解してよろしいでしょうか。	本事業においては、解体工事においても、工事監理委託仕様書A（名古屋市住宅都市局）、入札説明書等及び事業提案書に記載の業務内容について該当する業務を行ってください。